平成２９年（フ）第４７７号
岡山県倉敷市児島下の町９丁目12番ス18号
堀江ハイツ101、旧住所岡山県倉敷市児島味野１丁目14番16号
債務者　松本　浩朗
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９号
栃木県佐野市大橋町1630番地５　ファインロイテⅣ103号室
債務者　柏崎　朋也
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３３３号
静岡市清水区七ツ新屋２丁目４番７号　レジデンスオーク102号、旧住所静岡市清水区楠新田238番地の１　セキシコーポ６号
債務者　深澤葉寿季
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９６号
静岡県榛原郡吉田町住吉2020番地
債務者　増田　逸子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１１３号
東京都八王子市西片倉１丁目７番12号エバー・グリーン102号
債務者　小笠原実幸
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４６９号
静岡県藤枝市高洲11番地の４　岩本ビル201号
債務者　丸木　雅己
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９６１号
東京都東村山市恩多町２丁目１番地２恩多町２丁目アパート３－105
債務者　橋本　榮子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４３０号
横浜市西区藤棚町２丁目177番地12　エステート西横浜102号
債務者　多賀　貴幸
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５６４号
横浜市中区扇町４丁目11番地７　ヒルズハウス702号室
債務者　原田　　純
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５６７号
横浜市南区高砂町１丁目10番地４　ダイアパレス吉野町第２　309号
債務者　加藤　昌一
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５７６号
神奈川県藤沢市本町３丁目10番10―102号
債務者　福戸　　裕
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５８２号
横浜市港北区新羽町1081番地
債務者　新家子めぐみ（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２７２号
東京都町田市中町３丁目20番15―309号
債務者　平間美和子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２３９６号
横浜市西区楠町11番地３　サンクレイドル横濱314号
債務者　藤原　昌永
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１８９号
東京都町田市木曽西５丁目32番17号
債務者　大澤　千草
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部